

奈良県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山環状線
- 三 道路の区域

路線番号		区間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル		延長メートル		備考	
2 4 9		大和郡山市城町一六 五三番一先から 大和郡山市外川町一 三番三先まで		前		七・〇 、 二七・〇		四三〇・〇			
		後				二五・〇 、 三四・〇		八三〇・〇		シフト池高 架橋① LⅡ一六〇 m シフト池高 架橋② LⅡ八〇m	